

Title	人身傷害補償保険をめぐる新たな問題
Author(s)	山下, 典孝
Citation	阪大法学. 2012, 62(3,4), p. 127-156
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60188
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

人身傷害補償保険をめぐる新たな問題

山下典孝

一 本稿の目的

人身傷害補償保険契約（以下、「人傷保険契約」という。）は被保険者が身体に傷害を被ることによって被保険者等が被る損害に対して、約定された損害算定基準（人身傷害条項損害算定基準）に基づき積算された損害額がてん補される保険契約である。人傷保険契約では、自損事故の場合や、自動車事故において過失によって相手方に損害の全額を請求できない場合、自己で加入している人傷保険契約によって、損害をてん補するものである。実損てん補型傷害保険契約の一つとされていた^{〔1〕}。

人傷保険契約においては、保険者の請求権代位が認められており、保険者が被保険者に人身傷害補償保険金（以下、「人傷保険金」という。）を支払った場合、被保険者が加害者に対して有する損害賠償請求権の一部を保険者が代位取得できる可能性が認められている。もつとも、加害者に人傷保険の支払基準以上の損害賠償額を請求できると考えられる場合を想定し、過失相殺減額に相当する部分のみについて保険金請求するときには、保険者は代位しないこととされている^{〔2〕}。

人傷保険契約に関する法的問題については、周知の通り、加害者に対する損害賠償請求訴訟を提起する前に、人傷保険契約によって被保険者が人傷保険引受保険会社（以下、「人傷社」という。）より保険金の支払を受け、人傷社が加害者に対する損害賠償請求権の一部を代位取得することとなった場合、被保険者がこれによって加害者に対して有する損害賠償請求権を喪失することとなる範囲の基準を巡って、下級審裁判例及び学説において見解の相違が見られた。⁽³⁾

この問題につき、最一小判平成二四年二月二〇日民集六六卷二号七四二頁は、⁽⁴⁾人傷保険金支払先行事案において、「本件代位条項にいう『保険金請求権者の権利を害さない範囲』との文言は、保険金請求権者が、被保険者である被害者の過失の有無、割合にかかわらず、上記保険金の支払によって民法上認められるべき過失相殺前の損害額（以下「裁判基準損害額」という。）を確保することができるように解することが合理的である。」とした上で、「上記保険金を支払った訴外保険会社は、保険金請求権者に裁判基準損害額に相当する額が確保されるように、上記保険金の額と被害者の加害者に対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が裁判基準損害額を上回る場合に限り、その上回る部分に相当する額の範囲で保険金請求権者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得すると解するのが相当である。」として、最高裁としてはじめて、訴訟基準差額説⁽⁵⁾の立場を採ることを明らかにした。その後の最小平成二四年五月二九日金判一三九八号一六頁も前掲・最一小判平成二四年二月二〇日を引用し、訴訟基準差額説の立場によることを明言した。そのことから、少なくとも人傷保険金支払先行事案においては、判例が訴訟基準差額説の立場を採ることは固まったものと考えられる。

この訴訟基準差額説の立場に対しては、旧来、人傷社から先に人傷保険金の支払を受けた場合（人傷保険金支払先行事案）と加害者に対する損害賠償金支払が先に行われた場合（損害賠償金支払先行事案）とで、被害者が最終

的に受け取る受領総額が、損害賠償金支払先行事案の方が人傷保険金支払先行事案よりも少なくなる点の不都合が指摘されていた。現行の約款ではこの点について、一定の要件の下で被保険者に不利とならないよう約款上の手当がなされている。⁽⁶⁾

しかしながら、約款上の手当がなされていない場合に、損害賠償金支払先行事案において、解釈によって人傷保険金支払先行事案と同様な結論を導くことができるかが問題となる。後述するように学説においては肯定的な見解も示されているが、下級審裁判例においては否定的に解するものもあり、見解が分かれている。また訴訟基準差額説の考え方が及ぶのは、どこまでかという点も問題となる。さらに先述の最高裁判決を前提に考えた場合、人傷保険契約の法的性質はどのように解するべきか、それとの関連で人傷保険契約における傷害概念を定義付ける「偶然性」の意義をどう考えるか等派生的な問題も考える必要がある。

本稿はこれらの問題を中心に検討することを目的とするものである。⁽⁷⁾

二 人傷保険契約の法的性質をめぐる問題

1 人傷保険契約の法的性質

二〇〇九年六月に公布され、二〇一〇年四月より施行された保険法（以下、保険法という。）は契約分類として、①損害保険契約（傷害疾病損害保険契約については特則を置いて対応）、②生命保険契約、③傷害疾病定額保険契約、の三分類を定めている。

傷害疾病損害保険契約の定義において、人の傷害疾病により生ずることのある損害を「当該傷害疾病が生じた者が受けるもの」に限定した理由について、立案担当者は以下の通り説明する。

「傷害疾病損害保険契約を、単に『保険者が人の傷害疾病によって生ずることのある損害をてん補することを約するもの』と定義すると、当該傷害または疾病が生じた者以外の者が受ける損害をてん補する保険契約（例えば、出演者の傷害や疾病に基づく出演中止によって興行主に生じた損害をてん補する興行中止保険など）までがこの定義に含まれることにな⁽⁸⁾る。

「しかし、保険法が傷害疾病損害保険契約という契約類型を設けた趣旨は、いわゆる人保険として傷害疾病定額保険契約と共通の性質を有する損害保険契約について、人保険であることを踏まえた特則を設けることにあり、興行中止保険のような人保険としての特則を考慮する必要がないものについてまで傷害疾病損害保険契約の規律を及ぼす必要は」ないとされている⁽⁹⁾。そのことを踏まえ、傷害疾病損害保険契約の定義において、人の傷害疾病により生ずることのある損害を「当該傷害疾病が生じた者が受けるものに限る」とされている⁽¹⁰⁾。

傷害疾病損害保険契約の中には被保険者の死亡によって生じた損害をてん補するものが類型的に含まれることなどを踏まえ、保険法三五条で、損害保険契約に関する規定について必要な読み替えがなされている⁽¹¹⁾。

人傷保険契約は、先述の通り、交通事故を原因として被保険者が身体に傷害を被ることによって被保険者等が被る損害に対して、約定された損害算定基準（人身傷害条項損害算定基準）に基づき積算された損害額がてん補される保険契約であり、約款上、被保険者の権利を害しない範囲で保険者の代位請求が認められていることから、人傷保険契約は、傷害疾病損害保険契約（保険法二条七号）として位置付けられると考えられる⁽¹²⁾。

保険法施行以前の人傷保険契約に関する事案であるが前掲・最一小判平成二四年二月二〇日は、「本件約款によれば、上記保険金は、被害者が被る損害の元本を填補するものであり、損害の元本に対する遅延損害金を填補するものではないと解される。」とし、「本件約款によれば、訴外保険会社は、交通事故等により被保険者が死傷した場

合においては、被保険者に過失があるときでも、その過失割合を考慮することなく算定される額の保険金を支払うものとされているのであって、上記保険金は、被害者が被る損害に対して支払われる傷害保険金として、被害者が被る実損をその過失の有無、割合にかかわらず填補する趣旨・目的の下で支払われるものと解される。」と判示しており、実損填補型の傷害保険であることについては異論はないものと考えられる。

2 偶然性の意義

人傷保険契約は損害保険契約の一類型として傷害疾病損害保険契約（保険法二条七号）と位置付けられるとしても、急激かつ偶然の外来の事故により、被保険者が身体に傷害を被ることによって当該被保険者等に対して保険金を支払うことは、傷害疾病定額保険契約（保険法二条九号）である搭乗者傷害保険や自損事故保険と同じ保険金支払要件である。人傷保険は、搭乗者傷害保険及び自損事故保険と共に、人保険として特色を有する点においては共通しており、人傷保険契約に適用される約款条項の解釈においても人保険としての特色を踏まえて行われることが必要となる。

保険法二条六号は、損害保険契約とは、「保険契約のうち、保険者が一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約するものをいう」と定義する。損害保険契約の保険事故については、「損害保険契約によりてん補することとされている損害を生ずることのある偶然の事故として当該損害保険契約で定められたものをいう。」と定義付ける（保険法五条一項）。

損害保険契約を定義付ける保険法二条六号でいう「一定の偶然の事故」は平成二〇年改正前商法六二九条の「偶然ナル一定ノ事故」に当たるものであり、その内容を実質的に変更するものではないとされている。¹³⁾

損害保険契約における保険事故の要件とされる「偶然の事故」とは、保険契約成立時において発生するかどうか

が不確定な事故をいうものと解されている。¹⁴⁾

これに對して、損害保険会社の傷害保険契約に基づく傷害保険金の支払要件としての偶然性は非故意性を意味し、偶然性の立証責任は保険金請求者側にあると解されている。¹⁵⁾

生命保険契約に付加される災害割増特約に基づく災害死亡保険金の支払要件としての偶然性においても同様である。¹⁶⁾

人傷保険契約における傷害概念を定義付ける「偶然性」は、同契約に基づく人傷保険金の支払要件を定めるものであり、非故意性を意味するものである。このことは、人傷保険契約が傷害疾病損害保険契約（保険法二条七号）として損害保険契約の一類型と位置づけられたとしても、判断がかわることはない。

人身傷害補償条項においては、被保険自動車の運行に起因する事故に該当する急激かつ偶然の外来の事故により、被保険者が身体に傷害を被ることによって当該被保険者等に対して、人身傷害条項及び一般条項に従い、保険金を支払う旨が定められている。

同様に、搭乗者傷害条項においても、被保険者が被保険自動車の運行に起因する事故に該当する急激かつ偶然の外来の事故により身体に傷害を被った場合は、この搭乗者傷害条項及び一般条項に従い、保険者が保険金を支払う旨が定められている。

さらに、自損事故危険担保特約においても、被保険者が被保険自動車の運行に起因する事故に該当する急激かつ偶然の外来の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に對して自動車損害賠償保障法第三条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合で、人身傷害補償条項が適用されない場合または人身傷害補償条項に基づく保険金が支払われなるときは、この特約に従い、保険者が保険金を支払う旨が定められている。

以上の、人身傷害補償条項に基づく人傷保険、搭乗者傷害条項に基づく搭乗者傷害保険、及び自損事故危険担保特約に基づく自損事故保険のいずれにおいても各約款条項で被保険者が「急激かつ偶然の外来の事故により身体に傷害を被った」ことが、保険会社の各保険金支払の要件とされている。この被保険者が急激かつ偶然の外来の事故によって身体に傷害を被ったことを保険金支払要件とする内容の保険は、典型的な傷害保険契約に該当するものである。

保険法においては、傷害疾病定額保険契約（保険法二条九号）に該当する搭乗者傷害保険や、自損事故保険であるが、傷害疾病損害保険契約（保険法二条七号）に該当する人傷保険であるが、先に説明したとおり、「急激かつ偶然の外来の事故により身体に傷害を被る」ことを保険金の支払要件とする点については共通している。

傷害保険契約における傷害概念としての「偶然性」は、傷害疾病定額保険契約（保険法二条九号）であるが、傷害疾病損害保険契約（保険法二条七号）であるが、関係なく、傷害保険金の給付要件である傷害概念の要件を意味するものであり、保険法二条六号及び平成二〇年改正前商法六三九条という保険事故の偶然性とは異なるものである。

傷害疾病定額保険契約（保険法二条九号）と傷害疾病損害保険契約（保険法二条七号）とでは、前者では傷害保険金が定額給付されることとなり、後者では傷害保険金が実損填補されることとなる相違があるが、傷害保険金の支払要件である偶然性の意義には相違はない。そのように解しないと、同じ保険約款中における保険金支払要件を定める約款条項の文言が異なる内容となってしまう、特段の理由なしに同一の文言を用いながら異なった解釈をすることに合理的な説明がつかなくなってしまう。

従って、人傷保険契約における傷害概念である「偶然性」については、搭乗者傷害保険契約、自損事故保険契約

と同様に、保険金請求権者が負うべきことになると考える。¹⁷⁾

三 損害賠償金支払先行事案を巡る学説・判例の状況

人傷保険金の支払の先後により、被保険者の受領総額に差異が生じるとする先述の批判に対し、下級審裁判例における判決の傍論部分や、有力な学説において解釈による解決が提案されてきた。

1 東京高判平成二〇年三月一三日判時二〇〇四号一四三頁⁽¹⁸⁾

人傷保険金支払先行事案に関するものであるが、以下の判旨傍論部分において人傷社の代位の範囲に関して訴訟基準差額説の立場によっても不都合が生じないことを示している。

「本件約款によれば、本件人身傷害補償保険の保険金の額は、本件約款の別紙に定める区分ごとの基準（以下『人傷基準』という。）により算定された損害額等から、自賠責保険等によって既に給付が決定し又は支払われた金額、対人賠償保険等によって賠償義務者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定し又は支払われた金額、保険金請求権者が賠償義務者からすでに取得した損害賠償金の額等を差し引いた額であると定められている（本件約款第二章第一節の八条一項、九条、一〇条一項。以下、これらの規定を『本件計算規定』という。）。この規定を形式的に適用すると、過失相殺がされる事案において損害賠償金の支払が先行した場合には、保険金請求権者は人傷基準による算定損害額から損害賠償金額を控除した残金の限度でしか本件人身傷害補償保険の保険金の支払を受けることができなくなり、保険金請求権者が支払を受けることができる総額は、本件人身傷害補償保険の保険金の支払が先行した場合に支払を受けることができる総額を下回ることになってしまう。このように加害者に対する損害賠償請求権と本件人身傷害補償保険の保険金請求権のどちらを先に行使するか

によって保険金請求権者の支払を受けることができる総額が異なるとするのは相当ではないから、本件計算規定においても、保険金の計算に当たって控除することができる金額を保険金請求権者の権利を害しない限度に限定して解釈するのが相当である。」

2 学説等の状況

学説においては、裁判基準による損害額が確定されている限りにおいては、計算規定の「人傷基準による損害額」を「裁判基準による損害額」と読み替えるという約款の修正解釈をすべきとする見解や、前掲・東京高判平成二〇年三月一三日と同様に、約款の計算規定においても、保険金の計算に当たって控除することができる金額を保険金請求権者の権利を害しない限度に限定すると解釈すべきとする見解が、示されている。²⁰⁾

前者の見解を採用したものと考えられる下級審裁判例として、京都地判平成二三年六月三日交通民集四四卷三号七五一頁、自保ジャーナル一八七五号二四頁がある。

前掲・最一小判平成二四年二月二〇日における宮川光治裁判官の補足意見は、「本件約款の人身傷害条項は、賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額等がある場合は、保険金の額はそれらの合計額を差し引いた額とすると定めている。これを字義どおり解釈して適用すると、一般に人身傷害条項所定の基準は裁判基準を下回っているので、先に保険金を受領した場合と比較すると不利となることがある。そうした事態は明らかに不合理であるので、上記定めを限定解釈し、差し引くことができる金額は裁判基準損害額を確保するという『保険金請求権者の権利を害さない範囲』のものとするべきであると考えられる。」と述べ、後者の見解によるべきことを示している。

もつとも、前掲・最一小判平成二四年五月二九日における田原睦夫裁判官の補足意見では、「ところで、当審として、人身傷害補償条項に基づき保険金を支払った保険会社が代位取得する損害賠償請求権の範囲は、裁判基準損害

額を基準として算定すべきであると解した以上、保険金の支払と加害者からの損害賠償金の支払との先後によって被害者が受領することができる金額が異なるように、現行の保険約款についての見直しが速やかになされることを期待するものである。」として、宮川裁判官の補足意見とは異なる立場がとられているものと考えられる。⁽²¹⁾

これに対し、被害者（被保険者）が交通事故を理由に受領する金員・給付は加害者からの損害賠償請求金並びに人傷保険金のみではなく、労働者災害補償制度による給付等加害者以外の第三者からの給付もある。第三者からの給付が未だなされていない場合、将来、そのような給付がなされるか否か及びその金額がいくらになるかは不明である。人傷保険金の支払先後において被保険者が受領する総額が同一となる考え方を採用したとしても、被保険者が保険会社、加害者及び第三者からどのような順番で給付を受けたかにより、受領し得る総額が常に同一となるには限らず、人傷保険金支払先行事案と損害賠償金支払先行事案との不均衡は約款の内部の整合によるものであり、解釈論としてはそのような結果となつてもやむを得ないと解する見解もある。⁽²²⁾

さらに、解釈により被保険者の受取総額を一致させようとする見解は示唆に富む考え方にはあるが約款解釈としては無理がある点が指摘されている。⁽²³⁾

同様に、少なくとも、先後により受領総額を一致させることを第一義として約款文理を離れた解釈を行うことは本末転倒な解釈姿勢であるとする指摘もある。⁽²⁴⁾ もつともこの論者においても、人傷保険金支払先行事案において差額説が先例として固まってきた現状の下では、先後による被害者の受取総額を一致させるべく、損害賠償請求先行事案においても、今後、裁判所が人傷基準絶対説を採る約款につき制限的解釈を加える可能性もあながち否定できないとする指摘もある。⁽²⁵⁾

以上のような見解の対立がある中で、二つの最高裁判決後において、この問題が直接の争点とされた大阪高判平

成二四年六月七日自保ジャーナル一八七五号一頁、判時二一五六号一二六頁が詳細な検討を加えた上で、宮川裁判官の補足意見とは異なる立場を明言した。しかし、この大阪高裁判決の判旨内容については批判的な見解が既に出されている。また現在上告中であることもあり、重要な内容と考えられる。そこで以下では、前掲・大阪高判平成二四年六月七日の概要を紹介した上で、私見について言及することにした。

四 大阪高判平成二四年六月七日の概要及びその検討

1 事実の概要

AはY保険会社（被告、控訴人、以下「Y社」という。）との間で、人傷保険金三〇〇〇万円の人傷保険特約付き総合自動車保険契約を締結していた。

平成二一年一月一日、京都市内の交差点を自転車で走行中、B運転の小型貨物自動車と出会い頭に衝突、脳挫傷等で入院中に死亡した。

Aはアイルランド共和国籍であったことから、Aの損害賠償請求権を同国の法律に基づきAの夫であるX₁（原告、被控訴人）が三分の二、A、X₁の子X₂（原告、被控訴人）が三分の一を相続した。

平成二一年九月一日、X₁らは、加害者Bを被告として、損害賠償請求訴訟を提起した（甲事件）。

同年一〇月二三日、B加入のC保険会社（以下、「C社」という。）が、Bに車両保険金を支払ったとして、X₁らに対し保険代位に基づき、裁判所に求償請求訴訟を提起した（乙事件）。

同年一月二五日、甲、乙両事件の併合が決定。

平成二二年四月六日、X₁及びX₂は、Y社に対し人身傷害補償保険金一八三〇万円余の請求訴訟を提起した（以下

「本事件」という。〕。

同年五月二七日、本件事件を、甲乙両事件と併合する決定がなされた。しかし、同年一〇月一三日、本件事件を、甲乙両事件から分離する旨の決定がなされた。

同年一〇月二八日、甲乙両事件について、裁判所よりAの過失割合を三〇%の内容とする和解案が提示された。

平成二三年二月三日、X₁、X₂、B、C社との間で、Aの過失割合三〇%とする裁判上の和解が成立し、既払金を含めたX₁及びX₂への支払合計額は四〇一七万円余となる。

原審（前掲・京都地判平成二三年六月三日）は、人傷保険の特色・傾向として、①責任割合にかかわらず実損害の補償を目的とすること、②速やかに保険金が支払われること、③保険金額及び保険約款上の損害算出基準は実損害額と同視される一般の訴訟において認定される損害額ないしその算定基準と比較してかなり低いこと、④消費者契約の典型であることを挙げ、これらの諸点を重視した上で、訴訟基準により人身損害の全額を認定算出し、この金額から既払い賠償金額を控除し、その残額を保険金額及び人傷基準算出損害額の範囲内で支払うべき保険金額とする考え方が妥当であると解する。その結果、個々の保険約款上の規定の文言との整合性が欠ける点は生じるものの、④の視点を考慮すると、個々の規定との整合性などいわずに技術的問題より①、②の趣旨を損なわないことを重視すべきであるから、規定との整合性は必ずしも重視する必要はないというほかない、とする。

2 判旨

「……本件は、損害賠償金の支払が先行し、本件約款に基づく人身傷害補償特約第九条（損害額の決定）、同第一一条（支払保険金の計算）が問題となった事案である。

上記第九条、第一一条の文理は、上記のとおり、代位規定とは異なり、二義を許さないほど明確であり、本件一

般条項第二四条（代位）の『被保険者の権利を害しない範囲内で』の文言を持ち出し、平成二四年二月最高裁判決を援用して、支払うべき人傷保険金の金額を変更することは許されない。

平成二四年二月最高裁判決が問題とした人傷保険金の支払が先行し、保険会社の代位と被保険者の損害賠償請求権が競合した場合と、賠償金の支払が先行し、本件約款に基づく人身傷害補償特約九条（損害額の決定）、同第一条（支払保険金の計算）が問題となっている場面とは、本件約款の規定、その適用場面が全く異なるのである。」

「……宮川裁判官補足意見は、人傷保険金の支払が先行した場合に裁判基準差額説が合理的とするのが『法廷意見』であると述べた上で、賠償金の支払が先行した場合の保険金支払額の算定についての私見を述べているにすぎない。現に、同じ論点に関する平成二四年五月最高裁判決の田原睦夫裁判官の補足意見ではそのような見解は述べられていない。」

「最高裁判平成二〇年一〇月七日第三小法廷判決・裁判集民事二二九号一九頁、判例時報二〇三三三号一一九頁は、人傷保険金支払が先行した事案において、保険約款の定め等、保険契約の内容を正確に確定した上で、必要な限度で約款解釈を行う必要性を指摘している。

支払保険金の算定は、保険契約者と保険会社との契約、すなわち約款に定める計算規定によって定められるべきである。

この最高裁判決の指摘は、本件のような賠償金支払先行の事案について、支払うべき人傷保険金を算定するに当たっても、まず保険約款の規定を重視し、保険約款の規定に則って解釈すべきことの重要性についても妥当するものである。」

「本件人身傷害補償特約第九条、第一条は、控訴人が被控訴人らに支払うべき人傷保険金の算定方法（損害額の決定、支払保険金の計算）について定めた規定であり、その文理は二義を許さないほど明確であつて、保険代位という異なる場面について規定した『保険金請求権者の権利を害さない範囲』（本件一般条項第二四条、本件人身傷害補償特約第二一条）をもつて、上記第九条は、第一条の規定を歪めて解釈することなど、本件約款の解釈としては不可能である。」

「……交通事故の加害者に対する損害賠償請求訴訟の確定判決が存在する必要があり、本来、保険会社が入傷損害額算定基準（約款）に従つて簡易迅速に保険金額を算定して支払うべき人傷保険金（傷害保険）請求の場面において、保険会社が裁判外で任意に保険金額を算定して支払うことが著しく困難になり、すべからず裁判による決着を余儀なくされることになるが、このこと自体も、およそ人傷保険（傷害保険）契約に基づく人傷保険金（傷害保険金）の支払方法として不合理な結論である。」

「……被控訴人らが主張する訴訟基準差額説を採用し、損害額について一般的な訴訟における損害賠償基準によると、人傷損害額算定基準で定められていた保険金支払額よりも実際の保険金支払額が高騰し、人傷保険が前提としている保険料体系に見合わず、保険業界が混乱に陥る危険性がある。」

「……平成二二年四月に保険法が施行されたことに伴い、損害保険会社各社は、人傷保険を含む約款の改訂を行つており、人傷保険金の算定基準も各社で異なつていますが、被控訴人ら主張のとおり人傷保険金の金額を訴訟基準差額説に従つて算定するとすると、全ての損害保険会社の人傷保険金が裁判基準によつて算定された実損害額のうち被害者の過失割合相当額ということになつてしまい、より一層不合理な結論となる。」

「……人傷保険のパンフレットに被控訴人が主張するような手続の細部まで記載される必要があるのか、そも

そも疑問である。

そして、交通事故に遭遇した被害者（被保険者）が加害者に対する損害賠償請求を先行させるのか、人傷保険の保険金請求を先行させるのかの判断は、あくまで被保険者に委ねられているし、本件計算規定①（本件人身傷害補償特約第一条）には、人傷保険金から控除されるべき金額が明示されている。

保険会社のパンフレットに被控訴人ら主張の内容が記載されていないことが、被害者に混乱を与えているとは認め難い。」

「被控訴人らは、賠償金の支払が先行した場合の方が、保険会社が支払うべき人傷保険金の額が少なくて済むというのであれば、保険会社が保険金の速やかな支払を怠るのは必至である旨主張する。

しかし、これもあくまでも抽象的な危険性に過ぎず、自由化されつつあるとはいえ、監督官庁の厳格な監督に服している損害保険会社が、そのような不誠実な対応を採る危険性は低いし、……現実にも人傷保険会社がそのような対応を採っていることを窺わせる形跡もない。」

「確かに、保険会社が人傷保険金の支払をせずに放置したり、あるいは人傷保険金の支払を請求されてもその支払を拒絶するなどして、人傷保険金の支払を遅滞し、その間に加害者の賠償金が支払われた場合には不合理な結果となる。

しかしながら、このような例外的場合には、保険会社の支払拒絶の態様など、個別具体的な事情を斟酌して、保険会社の対応に問題があると判断される場合には、信義則等によって控除される損害の範囲を限定するなどの解釈をすれば足りる。

そして、本件の場合、被控訴人らが代理人としてD弁護士を選任し、同弁護士が敢えて控訴人に対する損害賠償

請求訴訟を先行させたのであるから……、上記のような例外的場合でないことが明らかである。」

「被控訴人らは、本件のような問題が生じる原因は、人傷保険の約款策定について十分な検討が加えられていないことにある旨主張している。

確かに、人傷保険の約款にそのような問題点があるのは事実であろう。しかしながら、それは約款の改訂で行うのが筋であつて（平成二四年五月最高裁判決の田原睦夫裁判官の補足意見参照）、約款の不十分さを理由に、保険契約の内容である約款の内容を文理とはかけ離れて解釈することを正当化するものとまでいえない。

人傷保険会社の代位取得の範囲等について、いわゆる訴訟基準差額説を採用した場合に、賠償金支払が先行した場合と、人傷保険金の支払が先行した場合とで、被害者が受け取るべき総額を同一にすることが望ましいことは否定できない。

しかしながら、……どちらかを先に請求するかはあくまでも被害者（被保険者）の選択に委ねられているし、その先後により総受領額を一致させることを第一義として約款文理とかけ離れた解釈を行うことは、本末転倒な解釈である。

本件約款においては、賠償金支払が先行した場合に、本件計算規定①によると不合理な結論となることを考慮して、本件計算規定②も規定されているのであるから、本件約款全体としてみれば、本件計算規定①を文理どおり解釈することが許容できないほど不合理とまでいえない。」

3 大阪高裁判決に対する批判

前掲・大阪高判平成二四年六月七日については、これを肯定する見解⁽²⁷⁾も出されているが、以下の批判的な見解⁽²⁸⁾も出されているところである。すなわち、

- ① 一旦、賠償請求と人傷保険金請求訴訟が併合され、その後分離されてすぐに賠償請求事件で和解が成立したという経緯に鑑みれば、その先後により受領できる保険金が大きく異なることをX₁らが十分理解できる状況で和解が成立していない限り、Y社側の主張を信義則や衡平の見地から制限する可能性⁽²⁹⁾がある。
- ② 簡易迅速な支払額算定という傷害保険の性格は、人傷基準差額説の場合も、過失割合の認定が必要となること、既に支払済みの賠償金の計算根拠を調査することにより賠償金元本及びその過失割合も判明するので簡易迅速な支払にとつてそれほど妨害とはならない⁽³⁰⁾。
- ③ 元々人傷保険金額が契約上設定されていることや、人傷基準により算定された査定額が上限となることから、混乱に陥るほどの問題とは思われなく、複雑な保険制度を設定した保険会社側が少々の不利益は甘受すべきではないか⁽³¹⁾。
- ④ 各社毎の人傷基準約款に基づいた人傷保険金の査定がなされ、当該査定金額又は約定保険金額が上限となるという点では、各社毎の人傷算定基準が実際には個別の事案に影響するもので、不合理性はない⁽³²⁾。
- ⑤ 各社共に、自分の過失部分の損害額も保険金で賄えますという宣伝文句の商品であり、実際にパンフレットでその旨を示している保険会社も多いが、自分の過失部分の損害額が、賠償金受領との先後により算定基準が異なるとは、契約者は誰も想定などしていない⁽³³⁾。
- ⑥ 監督官庁も、認定困難な事案で人傷保険金の支払が遅れがちとなつても不当な払いと安易に認定することもできない⁽³⁴⁾。
- ⑦ 保険会社が同意しなければ、先払いか後払いかで、結果に著しい差違が生ずるが、そのリスクを契約者に一方的に押しつけることに合理性があるか⁽³⁵⁾。

⑧ 人傷保険金部分の約款は複雑であり法律家が見ても、その規定内容や文言は理解が難しい部分が含まれる。情報の非対称性から考えれば、一般消費者に有利な解釈をすべきではないか。⁽³⁶⁾

⑨ 保険者は、人傷保険金先払いの方が被害者にとって有利ゆえ、先払いによる人傷保険金取得を請求権者に教示すべき法的義務が生じるおそれがある。加入申込みをした保険代理店に事故後の相談をした場合、先に人傷保険金を取得しないと不利だと告知すべき義務が肯定され易く、それに違反したときには、保険代理店又は保険者が賠償請求を受けるおそれがある。このような悩ましいリスクが保険者に新たに生じることを回避する意味からも、人傷保険金支払先行事案と同様な対処が望ましい。⁽³⁷⁾

4 検討

人傷保険金支払先行事案と損害賠償金支払先行事案とで被保険者の受取総額に差異が生じることが、合理性を持ち得ない点については、多くの論者が指摘しているところである。そのことから、先述の通り、損害額の読み替え条項等を新設し対応がなされている。

このような経緯を考えれば、約款で対応されていない限りは、約款文言に明確に反するような解釈により、辻褄を合わせることは実際問題として厳しいと考えることもできる。

本件においては、加害者に対する損害賠償請求訴訟の段階から弁護士に受任をしているものである。

確かに、人傷保険に適用される約款文言は複雑であることから法律の専門家でも理解が難しいものとも考えられる。

また、人傷保険金の支払の先後で被保険者の受領総額に相違が生じないよう解釈による解決方法を提唱する学説も有力に主張されていたところである。

加えて、本件当時、訴訟基準差額説を支持する下級審裁判例や学説が多数を占めていたのも事実である。

宮川補足意見は、訴訟基準差額説を前提にした場合に、人傷保険金支払の先後で被保険者の受領総額が異なる結果をもたらす不合理を本来は約款で手当すべきところ、約款で手当していない欠缺を条理に基づき意味補充し解釈によって妥当な結論を導きだせることを提唱しているとも考えられる。

しかし、本件契約当時においても人傷基準差額説による下級審裁判例もあり、また人傷基準差額説を支持する学説も有力に唱えられていた。加えて、先述の通り、約款文言上、解釈による解決は困難であるとする指摘もされていた。

また保険法では差額説が片面的強行規定とされたが（保険法二二五条一項二項・二六条）、人傷基準差額説又は訴訟基準差額説のどちらかの立場を採用したものではない。⁽³⁸⁾

保険法は保険給付の履行期に関する規定を新設しており、約款で具体的な事由を示した上で、合理的な期間内での履行を遅延損害金の支払を義務付けるという方法で、適切な期間内での支払を担保している。

この保険給付の履行期に関する保険法の規定に関しては、その成立過程において国会議員より執拗な質問等がなされた経緯等があったことから、監督官庁である金融庁も厳格な監督を行っているものと考えられる。人傷保険金の支払をおさえるために、わざわざ、リスクを負ってまで人傷保険金の支払を遅らせることは通常は考えにくい。

人傷保険金支払の先後で被保険者の受領総額の相違が生じることの説明義務についても、そのような義務を人傷社等が仮に負うとしても、⁽³⁹⁾その義務違反は、通常は不法行為責任の問題と考えられ、過失相殺も考えれば、同一に論じるべき問題とは言えないように思われる。⁽⁴⁰⁾加えて、このようなトラブルがあれば、まさに金融庁からの行政指導を受けることになる。

人傷基準が裁判基準より低額にされていることが多いと指摘されているが、事案によっては裁判基準よりも人傷基準が被保険者に有利な場合も考えられる。また人傷基準は、損害額の認定を定額化して争いの余地を少なくし、速やかな保険給付がなされている点では一定の合理性が認められるという指摘もある⁽⁴¹⁾。そうなると、ある程度の合理性があり、明確な算定基準が約款上で示されている場合にまで、約款の欠缺があるとして意味補充して解釈することは困難ではないかと考えられる。

さらに、人傷基準を裁判基準に読み替えて解釈する見解は、約款上損害賠償額の積算基準が明確に示されていることから、読み替え条項がない限り、裁判基準に読み替えることは難しいとも考えられる。

人傷保険契約の給付内容は契約自由の原則に従い、約款で定められた内容に従うことになり、多くの保険金請求権者は人傷基準に基づき迅速な保険給付のメリットを享受している。裁判という例外的な事象を基本として、約款で明確に定められた条項を安易に変更することは、保険料の高額化を招きかねず、任意自動車保険に加入できない層の拡大を招くことも考えられる。消費者保護という大義名分の下、大衆迎合的な行動を採ることは将来に遺恨を残すのではないかと考える。以上より、私見としては、大阪高裁判決の立場を支持したい。

五 訴訟基準差額説の射程範囲

人傷保険金支払先行事案と損害賠償金支払先行事案とで被害者の受取総額の相違が生じることは不合理であるとして、下級審裁判例や学説で、裁判基準による損害額によるべきとする見解などが主張されている。この訴訟基準差額説を前提とする取り扱いは、損害賠償金支払先行事案とは異なるケースにおいても、拡大して解釈される場面があるのが、今後問題となる可能性がある。二社の人傷保険金の支払が認められるケースにおいて問題となると

考えられる。以下では具体的な想定例を用いて検討する。

1 想定例

A会社の従業員であるB（X₁の息子）が甲自動車運転中に、C会社の従業員D運転のトラックと正面衝突して死亡した。交通事故の原因は、Bの反対車線への進入によるもので、Dの過失は認められても一割程度しかない。

C会社所有の当該トラックには自賠責保険と任意自動車保険（対人対物無制限等）が付保されていた。

Bの父であり相続人の一人であるX₁は、T損害保険会社（以下「T社」という。）との間で、人傷保険特約付き総合自動車保険契約を締結しており、記名被保険者X₁、被保険者X₁の家族、人傷保険金額三〇〇万円とする内容であった。

A会社はY損害保険会社（以下「Y社」という。）との間で、A会社所有の甲自動車を被保険自動車、許諾被保険者をA会社の従業員、人傷保険金額三〇〇万円、とする人傷保険特約付き任意自動車保険契約を締結していた。

Bの相続人であるX₁及びX₂は、T社から人傷保険金三〇〇万円とC会社が加入している自賠責保険契約に基づく自賠責保険金一五〇〇万円（Bの過失が重大であるため減額されている）、合計四五〇〇万円の支払を受けた。

その後、X₁らがY社に対して、BがA会社の締結していた人傷保険の許諾被保険者であることを理由に、裁判基準に基づくB死亡の損害額八〇〇万円を基に人傷保険金三〇〇万円の支払請求を行った。

これに対し、Y社は、X₁らに対し、当該保険契約に適用される約款所定の人傷基準に基づけば、死亡したBの損害額は五九〇〇万円である。既に、T社の人傷保険金三〇〇万円に加え自賠責保険金を含めて四五〇〇万円の支払を受けているので、五九〇〇万円から四五〇〇万円を控除した残額一四〇〇万円について、支払に応じる旨の回答がなされた。

X₁は、Y社の回答を不服として、Y社を相手に人傷保険金三〇〇〇万円の支払請求訴訟を提起した。

2 検討

T社、Y社共に人傷保険金の支払に応じた場合、各社共に約款所定の人傷基準によって損害額を積算し、自賠責保険金を控除することから、重複保険の場合の対応の問題があるにせよ、T社、Y社共に、アマウントである保険金額三〇〇〇万円の合計額六〇〇〇万円の支払が保険金請求権者に認められるわけではない。

本件の場合にも裁判基準に基づき算出された損害額を基に保険金の支払を認めることは約款文言に明白に反することになる。

そもそも訴訟基準差額説は人傷社の地位の範囲を巡る問題であり、それに関連して、損害賠償金支払先行事案の取り扱いが波及したに過ぎない。二以上の人傷社が支払対象となった場合にも、裁判基準で損害額を積算し、人傷保険金の支払をすることまで求めているものではないと考える。

人傷保険は保険契約者自身が保険料を負担している保険契約に基づき、交通事故等の保険事故を原因として被保険者に傷害等が発生した場合、保険給付がなされる内容である。すなわち、いずれも、ファーストパーティーの保険契約であり、その契約の中身は、契約自由の原則に従い決まることになり、第三者に対する法律上の損害賠償責任をてん補する内容の責任保険契約（保険法一七条二項括弧書参照）ではない。

従って、保険契約の中身や保険給付の内容をどうするかは、支払保険料との関係も含めて決められることになり、自ら支払をした保険料の対価として自らの保険契約に基づいて保険給付を受ける内容であることから、それぞれの保険契約の給付をどうするかは、約款条項の解釈により決せられるべきであると考えられる。

先述の通り、人傷保険金支払の先後において被保険者の受領総額に差異が生ずることを回避するために、約款で

見なし損害額条項等を置くことで対応がなされている。しかし、その場合も、支払基準は約款所定の人傷基準によることが明確に示されており、裁判上の和解や判決で示された損害賠償額がそのまま人傷保険金の支払額を算出する基準となるわけではない。

二社の人傷社の支払がなされる場合には、人傷基準に基づく損害額を基に保険金の支払がなされ、それを基に控除されることが約款条項に基づく素直な解釈であり、合理的であると考える。

3 その他関連する問題

二社の人傷社の保険給付が問題となるケースは、人傷保険給付のみに限定されるわけではない。

人傷保険は、開発当時、特約保険と位置付けられていたが、現在においては任意自動車保険契約における付保率は八割を超えており、対人対物保険と同様に基本契約の一部をなしている。旧来、無保険車傷害保険が担っていた役割の代替が人傷保険によって可能となったことから、普通保険約款において無保険車傷害条項は削除されることとなった。

しかし、人傷保険は、約款に定められた独自の損害額算定基準に基づき算出された金額が人傷保険金として支払われることになっているため、被保険者の過失が少ないケースでは、例外的に無保険車傷害特約に基づく無保険車傷害保険金を請求する方が被保険者にとって有利となるケースがありうる。そのことから、別に無保険車傷害特約を設け、人傷保険と無保険車傷害保険の内、いずれか被保険者に有利な一方が適用される仕組みとなっている⁽⁴²⁾。

もっとも、実務上、無保険車傷害特約で支払ができるのは、被保険者の死亡もしくは後遺障害が確定した段階となる。そのため、例えば、被保険者の症状固定が決定する期間の治療費などを被保険者が立て替える必要が出てくることになる。そのため人傷特約において内払いを行うことが実務上行われ、その後、症状固定となった際に、被

保険者に有利な保険給付が無保険車傷害特約に基づく保険金支払である場合には、約款上調整条項が置かれており、その調整条項に従い、無保険車傷害特約の保険金を支払う際に無保険車傷害特約の支払保険金から人傷特約で内払した分を控除して残額を支払うとされている。

この適用条項は人傷保険か無保険車傷害保険かどちらか一方の選択しかなく、無保険車傷害保険が被保険者にとって有利と選択された場合、無保険車傷害保険金の支払を受けた後に、被保険者過失部分について人傷保険金からの支払を認めるものではない。⁽⁴³⁾

同様に人傷保険と無保険車傷害保険との選択条項に基づき、無保険車傷害保険が選択され、他社の無保険車傷害保険との重複がある場合、無保険車傷害保険の重複の場合の調整条項に基づき、⁽⁴⁴⁾他社の無保険車傷害保険が選ばれたときに、被保険者自己過失部分について、敗者復活という方法で、人傷保険金の請求が認められるわけではない。

六 結語

人傷保険契約は、絶対的取扱いで開発かつ運用がなされてきたものが、訴訟において訴訟基準差額説を支持する裁判例や学説が趨勢をなし、二つの最高裁判決により、この立場は確定した。訴訟基準差額説にともなう実務上の問題について整合的な解釈が難しい場合には、訴訟基準差額説を前提にさらなる約款改定を行い、不備を改善するか、人傷保険契約においては代位請求権を行わない定額給付型の傷害疾病定額保険契約（保険法二条九号）にその法的性質自体を変更する等の対応も選択の余地として考える必要があるのかも知れない。⁽⁴⁵⁾

また、訴訟を提起することが一般的に少ないケースにおいて、訴訟基準差額説を前提に約款を整合することは、この人傷保険そのものが訴訟を誘発しかねない原因となり、そもその商品コンセプトにも反する事態を招くこと

になるとも考えられる。

人傷保険が一九九八年に発売されて既に一四年が経過し、その後に保険法の改正もあったが、約款の文理解釈に従った結果生ずる不合理や不明確な点が指摘されつつある。そこで、二義を許さず、一般消費者にも容易に利害得失が判断可能な標準約款の作成が改めて必要とされているのではなからうか。そして、その時には保険料の値上げをしても人傷基準そのものを裁判基準に近づけるか等が保険者により検討されるという岐路にたつことになるのではなからうか。⁽⁴⁶⁾

〔追記〕 本稿は、科学研究費補助金（基盤研究C、研究課題番号：24530090）による研究成果の一部である。本稿執筆にあたり、損害保険の実務に関わる弁護士の方、実務家の方々より貴重な御意見を賜った。ここに記してお礼申し上げる。

本稿脱稿後、古笛恵子「人身傷害保険をめぐる実務上の問題点」保険学雑誌六一八号（二〇一二年）二二三頁以下、広島高岡山支判平成二四年九月二八日 LEX/DB 文献番号25482744に接した。

(1) 星野明雄「新型自動車保険TAP開発について」損害保険研究六一巻一号（一九九九年）一〇〇頁、西嶋梅治「人身傷害補償条項つき自動車保険の特色と問題点」損害保険研究六一巻一号（一九九九年）九頁、金澤理「プラチナ自動車保険構想の提唱」損害保険研究六五巻三・四号（二〇〇四年）一六頁、肥塚肇雄「人身傷害補償保険契約と過失割合」『交通賠償論の新次元』（判例タイムズ社、二〇〇七年）三三四頁、伊藤文夫「人身傷害補償保険をめぐる若干の考察」『法律のひろば五七巻一一号（二〇〇四年）五九頁等。

(2) 星野・前掲注(1)一一六頁。

- (3) 学説・下級審裁判例の状況については、坂東司朗「判批」損保研究七〇巻三号(二〇〇八年)一五〇頁以下、梅津昭彦「判批」山下友信『洲崎博史編「保険法判例百選」(有斐閣、二〇一〇年)八七頁等参照
- (4) 本件については、嶋寺基「判批」NBL九七四号(二〇一二年)六頁、奥田直之「判批」自保ジャーナル一八六九号(二〇一二年)一頁等参照。
- (5) 学説等においては、「裁判基準差額説」と呼ぶ場合もあるが、本稿では、「訴訟基準差額説」を用いることにする。
- (6) 約款上は、大きく分けて二つの方法により解決がなされている。第一の方法は、人傷基準算定の保険金の範囲内で損害額を裁判基準損害額に読み替えて処理する方法と、第二の方法は、損害額そのものは人傷基準を維持した上で、被保険者自己過失分算出時の損害額を裁判基準損害額に読み替えて処理する方法である。
- (7) 人傷社が被保険者より代位取得した求償債権の消滅時効の起算点を巡る問題については、本稿では紙面の関係上検討しない。私見としては、訴訟基準差額説を前提とする場合には、被保険者の総損害額と過失割合が決められない限りは代位の範囲が決められず被保険者の権利を害しないよう配慮するならば、人傷社は求償債権の権利行使が事実上困難になること、被保険者の症状発生の認定がなされる度毎に人傷保険金の内払いがなされている点や、人傷保険と無保険車傷害補償保険との調整条項との関係から、火災保険や車両保険における物保険とは異なり、人傷保険金の支払と共に、法律上当然に権利が移転し、権利の同一性に影響がないことを理由に、消滅時効の起算点を損害賠償請求権の消滅時効の起算点と同様に解することはできないものと考えている。これに対して下級審の裁判例は、一般原則に従い、物保険と同様に、損害賠償請求権の消滅時効の起算点を求償債権の消滅時効の起算点と解する(東京高判平成二〇年五月二九日LEX/DB文獻番号25470108、東京地判平成二三年九月二日金判一三八二二五七頁、東京高判平成二四年三月一四日ウエストロー・ジャパン文獻番号2012W1JPCA03146001)。学説においても下級審裁判例の考えを支持する見解(洲崎博史「判批」金判一三八六号(二〇一二年)一六頁)が示されている。なお、三木孝子「人身傷害補償保険金の支払による保険代位をめぐる諸問題―財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部編「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準 下巻(講演録編 第41版)」(二〇一二年)六三頁以下参照。
- (8) 萩本修編著「一問一答・保険法」(商事法務、二〇〇九年)三五頁。
- (9) 萩本・前掲注(8)書三五頁。

- (10) 萩本・前掲注(8)書三五頁。
- (11) 萩本・前掲注(8)書一四三頁、一四四頁。
- (12) 山下典孝「人身傷害補償保険に基づく保険金の充当の問題」自保ジャーナル一八二〇号(二〇一〇年)三頁、東京海上日動火災保険株式会社編著『損害保険の法務と実務』(社)金融財政事情研究会、二〇一〇年)四五頁、山下友信⇩米山高生編『保険法解説』(有斐閣、二〇一〇年)一四四頁、一四五頁(『洲崎博史執筆』参照。なお大塚英明「人身傷害補償の死亡保険金の帰趨」法律のひろば六四巻二号(二〇一一年)五四頁以下参照。
- (13) 萩本・前掲注(8)書三三頁。
- (14) 最一小判平成一八年六月一日民集六〇巻五号一八八七頁、最一小判平成一八年九月一日日判時一九四八号一六四頁、石田満『商法Ⅳ(保険法)【改訂版】』青林書院、一九九七年)九四頁、江頭憲治郎『商取引法第六版』(弘文堂、二〇一〇年)四二一頁、大森忠夫『保険法(補訂版)』(有斐閣、一九九一年)六一頁、岡田豊基『現代保険法』(中央経済社、二〇一〇年)八九頁、金澤理『保険法上巻(改訂版)』(弘文堂、二〇一一年)一〇〇頁、坂口光男『保険法』(文眞堂、一九九一年)八〇頁、田辺康平『新版現代保険法』(文眞堂、一九九五年)八〇頁、西嶋梅治『保険法(第三版)』(悠々社、一九九八年)六三頁、潘阿憲『保険法概説』(中央経済社、二〇一〇年)四四頁、山下友信『保険法』(有斐閣、二〇〇五年)三五五頁、三五六頁、山下友信・竹瀆修・洲崎博史・山本哲生『保険法(第三版)』(有斐閣、二〇一〇年)九七頁等。
- (15) 最一小判平成一三年四月二〇日判時一七五一号一七一頁、判タ一〇六一号六八頁、金判一一二二号一四頁。
- (16) 最一小判平成一三年四月二〇日民集五五巻三六八二頁。
- (17) もつとも、傷害保険契約における支払要件である偶然性の立証責任に関しては、保険法において傷害保険契約に関する規定が置かれ(保険法二条七号・九号、三四条、三五条、六六条乃至九四条)、かつ被保険者の故意による事故招致が免責事由(保険法一七条一項、八〇条一号)となったこと等を理由に、前掲・最一小判平成一三年四月二〇日の立場は見直されるべきであるとする見解も有力に主張されている(山下友信「保険法と判例法理への影響」自由と正義六〇巻一号(二〇〇九年)三五頁)。これに対し、保険法施行後においては保険金請求権者側に立証責任があるとすると見解も有力である(出口正義「保険法の若干の解釈問題に関する一考察」損害保険研究七一巻三号(二〇〇九年)四五頁、四六頁、佐

- 野誠「新保険法における傷害保険約款規定」生命保険論集一六六号（二〇〇九年）六頁～一二頁。
- (18) 本件については、潘阿憲「判批」保険毎日新聞二〇〇八年九月二六日号四面、甘利公人「判批」判時二〇二四号（二〇〇九年）一九三頁、小野寺千世「判批」石田満編『保険判例 二〇一〇』（保険毎日新聞、二〇一〇年）六四頁、岡田豊基「判批」私法リマックス三九号（二〇〇九年）九四頁、梅津・前掲注(3)八六頁等参照。
- (19) 山下友信「人身傷害補償保険の保険給付と請求権代位」保険学雑誌六〇〇号（二〇〇八年）一三三頁、潘阿憲「人身傷害補償保険における請求権代位の範囲について」都法四九卷二号（二〇〇九年）一八六頁。
- (20) 甘利・前掲注(18)一九五頁、山野嘉朗「判批」民商一四〇卷三号（二〇〇九年）三七二頁。
- (21) 前掲・最三小判平成二四年五月二九日が掲載されている判タ一三七四号一〇〇頁、判時二二五五号一〇九頁、金判一三九八号一六頁でのコメント等参照。
- (22) 桃崎剛「人身傷害補償保険をめぐる諸問題」判タ二二三六号（二〇〇七年）七三頁、七四頁。
- (23) 坂東・前掲注(3)一五八頁。
- (24) 村田敏一「判批」私法判例リマックス三六号（二〇〇八年）一〇九頁。
- (25) 村田・前掲注(24)一〇九頁。
- (26) 本件については、伴城宏「判批」自保ジャーナル一八七五号（二〇一二年）二頁、出口みどり「判批」交通事故判例速報五五五号（二〇一二年）一頁参照。
- (27) 伴城・前掲注(26)五頁。
- (28) 出口・前掲注(26)一二頁。
- (29) 出口・前掲注(26)九頁、一〇頁。
- (30) 出口・前掲注(26)一〇頁。
- (31) 出口・前掲注(26)一〇頁。
- (32) 出口・前掲注(26)一〇頁。
- (33) 出口・前掲注(26)一〇頁。
- (34) 出口・前掲注(26)一〇頁、一一頁。

- (35) 出口・前掲注(26)一一頁。
- (36) 出口・前掲注(26)一一頁。
- (37) 出口・前掲注(26)一二頁。
- (38) 嶋寺基「最新保険事情」(金融財政事情研究会、二〇二一年)一四五頁、一四六頁。
- (39) この場合の説明として、契約締結時に、パンフレット等で考えられるパターンを想定して具体例を挙げて説明することになると考えられる。また加害者に対して訴訟を提起した場合のメリット・デメリットまで説明する義務があるか、細かな問題は残ることになる。そもそも人傷保険開発のコンセプトと矛盾する事態が説明義務との関係で生じているとも考えられる。また事故発生後の保全義務との関係で、被害者となった被保険者(又はその遺族)感情から自らの人傷保険を利用するのではなく、加害者に対する損害賠償請求を先行することも考えられ、その場合に、人傷社からの説明そのものを保険金請求者側が受け付けないことも考えられる。人傷保険に関連する顧客に対する説明義務の内容・程度を巡っては様々な問題があることは否定できない。
- (40) 桃崎・前掲注(22)七三頁参照。
- (41) 伴城・前掲注(26)五頁。
- (42) 星野・前掲注(1)一〇四頁参照。
- (43) 人傷保険と無保険車傷害保険の選択条項が争われた裁判例としては、大阪地判平成三二年八月二六日交通民集四三巻四号一〇四二頁がある。本件については、山下典孝「判批」TKC新・判例解説Watch(旧・TKC速報判例解説)商法No.48(二〇二二年)一頁、肥塚肇雄「判批」損害保険研究七四巻二号(二〇二二年)一四五頁参照。
- (44) 現行の約款においては、調整条項を置かず保険法の重複保険に関する二〇条の規定によって処理する保険者もあるようである。
- (45) 山下典孝「人身傷害補償保険に関する一考察」阪大法学六一巻三・四号(二〇二一年)一五二頁。既に、山下(友)・前掲注(19)一三四頁において、人傷保険の内容について総点検をすることが望ましい旨の指摘がなされている。
- (46) 二つの最高裁判決は、人傷保険金支払先行事案において代位の文言等を理由に訴訟基準差額説を支持したものである。人傷保険金支払の先後に関係なく、人傷基準に基づくことに疑問が挟まれないよう、約款で手当されておれば、人傷基準

が否定されることはないと考え。本来、被害者加害者間の衡平性の観点から過失相殺される部分を自己の保険料の対価として傷害保険金の支払を受けるものであることから、給付内容を保険料対価に見合ったものとする。こと自体が否定されるわけではない。なお、この点に関しては、佐野誠「人身傷害補償保険における損害把握」損害保険研究七一巻二号（二〇〇九年）三五頁～四二頁、肥塚・前掲注（43）一六〇頁～一六二頁参照。